

法人後見事業

認知症、知的・精神障がいなどが理由で、財産管理や日常生活に不安のある方を支援する成年後見制度があります。入間市社会福祉協議会では、令和元年5月より法人として成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）となり、皆様の暮らしを支える法人後見事業を行っています。

後見に関する相談受付

どのような方が、成年後見制度を利用できるのか？どうしたら利用できるのか？
成年後見制度に関するちょっとした不安、ご質問にお答えします。



成年後見制度のミニ説明会

成年後見制度 任意後見（任意後見契約）、法定後見（補助、保佐、後見）についてのミニ説明会をご要望いただければ行わせていただきます。

*相談、ミニ説明会は無料です

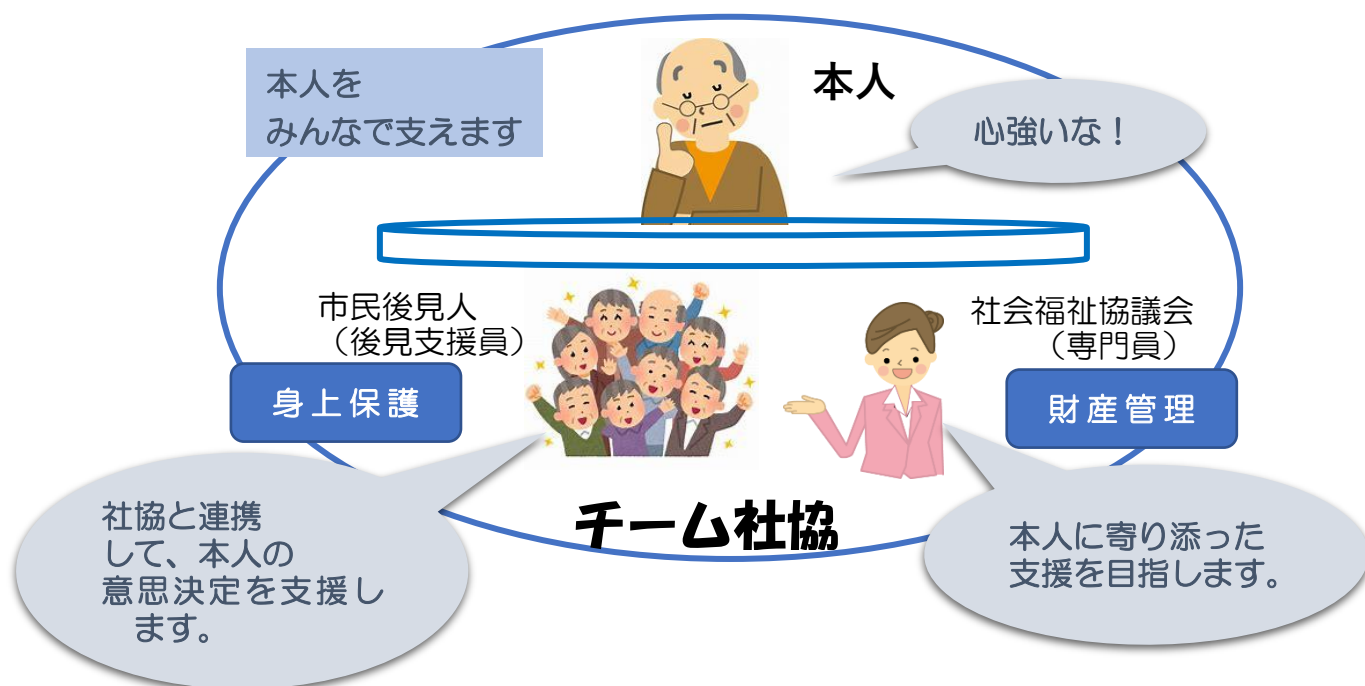
成年後見人等をお受けします

入間市社会福祉協議会が成年後見人等を受任します。

専門員は主に財産管理を行い、家庭裁判所との連絡や金融機関、市役所への届け出、緊急時の対応を行います。

地域でともに生活している『市民後見人』が、本人の判断能力が低下しても、その人らしく生活できるように、見守ります。

専門員と市民後見人が、『チーム社協』として一丸となり、本人が安心して地域で生活できるように支援していきます。



【ご相談】 入間市社会福祉協議会 地域福祉推進課 法人後見担当
電話：04-2963-1014 (代表) 080-2281-8872 (直通)